

平成 23 年 3 月 11 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

業種別委員会報告第 30 号「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」の改正案（公開草案）に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 全 般

本邦では、主要行等向けの総合的な監督指針（以下、監督指針）等において、「自己資本比率が（連結）財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるもの」とされ、自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率の算定に関する外部監査を受けているか、についてチェックすることとされており、ここでいう外部監査とは、業種別委員会報告30号に準拠した外部監査等とされている。

一方、邦銀の中には、米国企業改革法（US-SOX法）に従って、既に自己資本比率を含む「財務報告に係る内部統制の評価」（いわゆる独立監査人による監査の基準に準拠する監査）を実施していたり、米国証券取引委員会に提出した **Form20-F**において、米国証券法にもとづき「財務諸表の監査」を受けている銀行もある。

自己資本比率を含む「財務報告に係る内部統制の評価」で実施される調査業務は、「業種別監査委員会報告30号に準拠した外部監査」よりも広範で調査深度も深いことから、先述の監督指針で示されている「業種別監査委員会報告30号に準拠した外部監査等」に包含されているものと解している。また、「財務諸表の監査」対象に自己資本比率が含まれている場合、自己資本比率の表示を含めて重要な虚偽表示がないことが保証されているといえる。

この場合、本調査業務を行なう意義は、銀行法施行規則19条の2第5項ヌ、19条の3第3項ト、34条の26第4項トおよび別紙様式（業務報告書様式）に規定されている注記を記載する目的のみとなることから、自己資本比率を含む「財務報告に係る内部統制の評価」で実施される調査業務および自己資本比率を含む「財

務諸表の監査」は、本業種別委員会報告に準拠した外部監査を実施したものとみなされる旨明確化いただき、調査が重複しないような配慮をお願いしたい。

また、開示にあたっては、US-SOX法にもとづき「財務報告に係る内部統制の評価」を実施している場合は、「その旨を開示すれば足りる」とする旨、本業種別委員会報告において明記いただきたい。

なお、US-SOX法にもとづく「財務報告に係る内部統制の評価」で実施される調査業務は親会社連結ベースで行うが、傘下の主要な銀行子会社については、親会社の内部統制が有効であると評価され、かつ、当該子銀行が当該「内部統制の評価」において個別の評価対象となっている場合、当該銀行子会社連結の内部統制についても有効性が担保されていると解される。

そのため、「財務報告に係る内部統制の評価」で実施される調査業務が、外部監査等に包含されているということを明確化する場合、実際調査対象となっている親会社連結ベースだけでなく、傘下の主要な銀行子会社（親会社の内部統制の評価において個別の評価対象となっている場合）についても、当該調査業務をもって業種別委員会報告に準拠した外部監査等を実施したと見なせる旨、あわせて明確化いただきたい。

2. 「自己資本比率に関する調査業務の一般基準」（2頁目）の「(1) 経営者確認書の入手」

「(2) に掲げる事項について、委嘱者である金融機関の経営者から書面（経営者確認書）をもって確認しなければならない。」との記載があるが、ここでいう経営者の定義について、「（会社の代表取締役または代表執行役）」であることを明確にしていきたい。

現行は、「経営者確認書（いわゆる会計監査で求める「経営者による確認書」）の入手を要件とする」と明記されている。『（監査基準委員会報告書第3号）経営者による確認書』において、経営者とは、会社の代表取締役または代表執行役と明記されているが、公開草案の改正案では、経営者の定義が不明確である。

以 上